

奴隷及強制連行被害者問題対策委員会」を通じ、平安北道江界郡出身の、故宋正浩（1930～2009）さんの証言をもらえた。

また、2018年と2019年の追悼会では、体験者、犠牲者のご遺族の在日朝鮮人の方から体験談を聞くことができた。

今年の追悼会で発言した罹災当時10歳だった金榮春さん（葛飾区、83歳）は、東京大空襲で2人の妹を亡くした話をし、重要な事は、なぜそこに朝鮮人がいたのかをはつきりと記す事だと指摘、「空襲被害者には何の救済もなく、補償もいまだに成立していない。行政責任者は、この集会への追悼の意さえも表していない。私の『恨』は未だ消えていない」と語った。

朝鮮人が、日本の植民地政策により、異国の地で、アメリカの空爆の犠牲になった事実、そして、長い歳月を乗り越え、その事実を掘り起こす事、それは、とりもなおさず、未完成、未清算の日本の過去に直結し、忌まわしい歴史を清算する事に繋がる。

事実を明らかにするために過去にさかのぼること、そしてそのことは、それぞれの時代に存在した人と一体になり、空間を共有することである。

そうしてこそ、その時々犠牲になった人たちの思いを一つに出来ることだと思う。

「遺骨は生きています」……。そして、遺骨は知っている。なぜ、異国の地で、希望ある朝鮮の青年たちが犠牲になったのかを。

日本政府はその責任から逃れる事はできないだろう。（リヤン・デリユン／東京朝鮮人強制連行真相調査団事務局長）

「植民地歴史博物館」と日本をつなぐ会

——3年半余の活動を踏まえ新しい「会」へ

矢野 秀喜

1 つなぐ会の3年半の活動とその到達点

私たちは、「植民地歴史博物館」と日本をつなぐ会（以下、つなぐ会）を2015年11月に結成しました。

主要な活動目標として3点を掲げました
①博物館建設賛同金の募金、②資料の寄贈・寄託の呼びかけ、③植民地歴史博物館と日本の平和博物館・資料館とのネットワークづくり。

以来、3年半余。その活動の結果として、第1に、805人、12団体から総額1044万7千円の建設賛同金をいただきました。これは当初の目標金額500万円の2倍です。第2に、靖国神社関連の資料、日清戦争を描いた錦絵、皇太子時代の大正天皇訪韓時の写真など植民地支配に関わる

貴重な資料や、植民地支配清算をめざす運動の資料などを寄贈いただきました。そして第3に、いくつかの平和博物館・資料館、日本の植民地主義清算をめざす市民運動、大学ゼミなどと植民地歴史博物館との連携、むすびつきが進展しました。つなぐ会は植民地歴史博物館建設に少なからず寄与したと言えます。

つなぐ会は、上記のように所期の目標はほぼ達成することができました。これにより、つなぐ会の役割は終了したと総括し、解散することにしました。

2 植民地歴史博物館開館後の状況

昨年8月29日に博物館は開館。開館式には、韓日市民約400人が出席しました。文在寅大統領も祝辞を寄せてくれました。「植民地歴史博物館開館おめでとうござい



ます。もつぱら国民の力で建てられました。政府ができなかったことを、先に取り組んでくださいました。私たち皆が貴重な歴史と出会えるようになりました。恐縮し、感謝いたします。」

それから約10カ月が経過しましたが、1万人をはるかに超える人びとが博物館を見学しました。その1割弱は日本人です。つなぐ会は、3回の博物館建設賛同者向けの見学ツアー（博物館見学と南山、龍山地域のフィールドワークを組み合わせたもの）を実施しました。「希望のたね（キボタネ）基金」、3・1朝鮮独立運動100周年キャンペーンは、その事業、活動の一環としてユース・スタディ・ツアーを企画されましたが、そのコースとして博物館見学を組み込んでいただきました。また、大学のゼミや、高校生の修学旅行などの一環として博物館見学が入れられる例も出てきています。ソウル在住（留学を含む）の方で、博物館運営をボランティア・スタッフとして支えてくれる日本人もいます。博物館を訪ね、そこで日本の植民地支配の歴史、実態などを学び、交流する日本人が途切れることはないようです。

3 日韓関係をめぐる状況と植民地歴史博物館の意義

ただ、昨年10月、11月の韓国大法院判決以降、日韓関係は険悪化し「過去最悪」とまで言われる状況にあります。安倍首相は、戦時中の朝鮮人労働者の事実を否定し、「朝鮮半島出身労働者」と言い、「終わつたことを蒸しかえすな」「韓国は反日国家」等の言説がまかり通っています。

また、今年3月1日、3・1独立運動から100周年の記念式典で、文在寅大統領が演説の中で「親日残滓の清算が宿題」と言ったことをメディアは批判。政府・自民党は、大統領が、日本の弾圧で「75000余人の朝鮮人殺害」と述べたことに反発・抗議しました。「親日派」の意味を理解せず、3・1運動を「騒擾」「暴動」と決めつけ軍隊・警察を出動させて鎮圧した歴史を知らぬ（または、隠蔽する）言い分、主張です。

これらはいずれも、この国の政府、メディアの、朝鮮植民地支配の過去に謙虚に向き合う姿勢の欠落ないし、植民地支配責任を否定する歴史修正主義から出てきていると言わざるを得ません。5月29日、つなぐ会の解散↓新しい「会」の発足集会で、内海愛子さん（恵泉女学園大学名誉教授）は、「嫌韓が煽られているが、果たして日本人は朝

鮮を植民地支配したということ認識しているのか。そこから問わないといけない状況だ」と言われました。まさに、そのとおりではないでしょうか。

日韓の間では、今、年間1千万人を超える人びとが往来しています。日本からも、若い世代の人たちが、Kポップ、韓国のファッション、コスメ、料理などに魅かれ、韓国に足を運んでいます。このような状況は、この国にとって希望です。ただ、若い人たちには、「国と国との間のことは関係ない」「過去のことは余り気にしない」と済ませるだけでなく、日韓関係の過去と現在を学び、未来を切り開いていってやらなければならないかもしれません。過去を封印して「未来志向」を言っても、日韓関係を前に進めることはできず、必ず逆戻りしました。過去を直視し、学ぶことが必要なのです。

4 植民地歴史博物館と日本をつなぐ取り組みは引き続き必要

上記のような日本の状況を見ると、もっと多くの日本人が植民地歴史博物館（+関連施設、史跡等）を訪ね、見学することが必要であると思わざるを得ません。日本と植民地歴史博物館をつなぎ、橋渡しする役割を担う組織（運動体）が必要です。そのため、つなぐ会は一旦解散しましたが、

改めて、その後継組織を発足させることにしました。新しい「会」は、今までの会の名称「『植民地歴史博物館』と日本をつなぐ会」をそのまま引き継ぎます。

新「つなぐ会」は、①博物館を日本からサポート、②博物館見学・フィールドワークなどの企画、学習・交流の推進、③ネットワークづくり、などを活動目標とします。その最初の仕事として、植民地歴史博物館の2階常設展示室（第1ゾーン…日帝はなぜ朝鮮を侵略したのか」「第2ゾーン…日帝の侵略戦争、朝鮮人に何が起こったか」「第3ゾーン…同じ時代、違う人生―親日と抗日」「第4ゾーン…過去を乗り越える力、いま、私たちは何をすべきか」の展示資料についての日本語『ガイドブック』の発刊を目指します。現在、翻訳作業をほぼ完了し、デザイン、編集作業を進めています。ご期待ください。

新「つなぐ会」は、現在、会への入会、カンパなどをお願いしています。ご協力を
お願いいたします。

つなぐ会事務局・写真提供・筆者)

「植民地歴史館をつなぐ会」

〔郵便振替口座〕

□座名義…「植民地歴史館つなぐ会」

□座番号…001300-0634639

〔連絡先〕

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-11
東京ボランティア・市民活動センターメールボックスNo.23

ノー！ ハプサ第2次訴訟 5・28東京地裁不当判決について

山本 直好

植民地支配下で旧日本軍の軍人・軍属として強制動員され、戦死した韓国人の遺族27名が靖國神社への無断合祀を取り消すよう求めたノー！ハプサ第2次訴訟において、東京地方裁判所民事第28部は5月28日、原告の訴えをすべて斥ける不当判決を言い渡した。判決理由の説明もなく、「原告の訴えをいずれも棄却する」という一言で裁判官は逃げ去った。原告は「簡単に何も言わずに判決が終わったので本当に怒りを覚える。裁判官自身過ちがあるからだと思う」（李明九さん）「怒りがいっぱい、ここで今から、父の名を取り消すまで座り込みしたい気持ちだ」（朴南順さん）と、裁判所の態度に怒りをぶつけた。

判決書は316頁と一見分厚いが、そのほとんどは、添付資料として原告の準備書面をそのまま綴ったものだ。判決の「認定事実」には、戦後の靖國神社による戦没者合祀の経過こそ詳細に記述されているが、原告らの訴えについては一言も触れていない。裁判所は原告の訴えを自ら咀嚼することさえ放棄し、単なる付属物に貶めた。「著しく怠惰な判決」（大口昭彦弁護士）だ。判決は、原告の訴えを一切事実認定しなかったにも関わらず、「被告靖國神社には、一宗教法人として憲法20条1項の規定する信教の自由が保障されているところ：我が国における信教の自由の保障の基本的な枠組みに照らせば、本件合祀行為等が信教の自由の保障の及ぶ適法な行為」と遺族に無断で行われた靖國神社合祀を「適法」とまじで言い、「本件各合祀行為等は、単に本件各被告記者を被告靖國神社に合祀し、その合祀を継続する行為であるところ、このような行為をもって、被告記者を揶揄し、あるいは侮辱するものということはできず、社会通念上許される限度を超えて原告らの人格的利益を侵害するものとは到底いえない」と切り捨てた。「法的保護に値しない」と判断するに至った根拠が何一つ示されない結論ありきの判決である。

今回の判決のもう一つの特徴は、「植民地支配」について、一言も言及していないことだ。原告側は植民地支配下に行われた朝鮮での民衆弾圧と加害者の靖國神社合